

青森県報

第二千四百十号

平成十六年
十一月二十六日
(金曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定	………	(保健衛生課)	… 一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	………	(同)	… 一
保育士試験の合格者	………	(こどもみらい課)	… 二

公 告

歯科技工士試験の施行	………	(医療業務課)	… 二
大規模小売店舗の新設に関する届出	………	(経営振興課)	… 二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	………	(同)	… 四
右	………	(同)	… 四
右	………	(同)	… 四
右	………	(同)	… 四
右	………	(同)	… 四
右	………	(同)	… 五
右	………	(同)	… 五
右	………	(同)	… 五
農地保有合理化事業規程の変更の承認	………	(構造政策課)	… 六
開発行為に関する工事の完了	………	(建築住宅課)	… 六

人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	………	(職員課)	… 六
--------------------------------------	-----	-------	-----

正 誤

平成十六年八月十八日定例規則中	………	(健康福祉政策課)	… 七
-----------------	-----	-----------	-----

告 示

青森県告示第七百四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カド薬局 くぐりざか店	青森市大字久栗坂字山辺八九の一	平成一六・二・一七
くるみ薬局	八戸市新井田西三丁目一五の二二	一六・三・一

青森県告示第七百五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人尚和会 亀田内科 医院	十和田市稲生町八の二八	平成一六・一・三〇
古館歯科診療所	十和田市稲生町一五の二七	"

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションモール城東高田
弘前市大字高田四丁目三の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
代表取締役 藤原秀次郎
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四
代表取締役 藤原秀次郎
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年七月十八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇三四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
八九台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
六一台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
一五七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
七四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時四十五分から午後八時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後九時まで

八 届出年月日
平成十六年十一月十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間
平成十六年十一月二十六日から平成十七年三月二十六日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十七年三月二十六日

2 提出先
青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー弘前店

弘前市大字八幡町三丁目一の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前ステーションビル

弘前市大字表町二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目二の二

代表取締役 大塚陸毅

弘前ステーションビル株式会社

弘前市大字表町二の一

代表取締役 浅利久雄

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス湊店

八戸市大字湊町字六畑六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ黒石店

黒石市錦町二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂十和田元町店

十和田市元町西五丁目九七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役社長 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

苦生モール

むつ市金曲一丁目二の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、津軽尾上農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）
農地信託等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡野辺地町字向田四八五、四八六、六一〇の四、六一〇の五、六一一の二、六一三の三及び六一五の四	上北郡横浜町字林尻一〇二の一〇〇 日本ホワイトファーム株式会社

人事委員会

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月二十六日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第三十八条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則
この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

正
誤

平成十六年 第二三六七号		発行年月日
規 則		区 分
第五五号		番 号
二		ペー ジ
上		段
表		行
更生資金		誤
更生資金 障害者 更生資金		正
円		
円		

健康福祉政策課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭